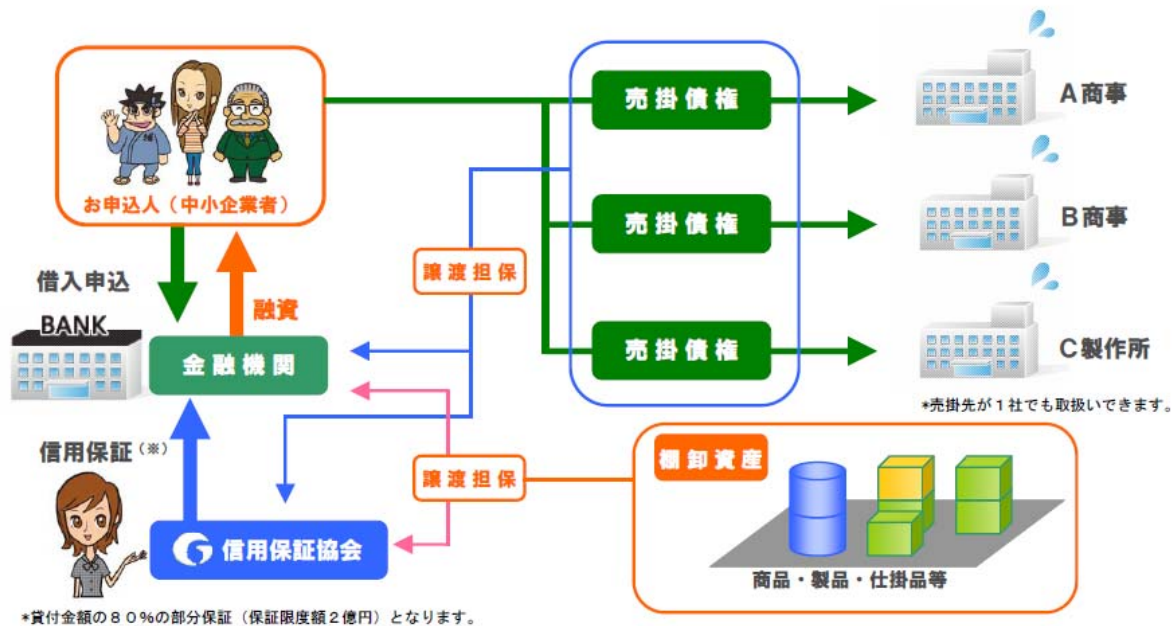


流動資産担保融資保証制度について

【流動資産担保融資保証制度（略称：ABL）とは】

中小企業者の資金調達手段の円滑化・多様化を図るため、流動資産（売掛債権および棚卸資産）を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、融資を受ける制度です。不動産担保によらない資金調達方法として、積極的に推進しています。

制度の概略



●保証制度の内容

ご利用いただける方	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者です。 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金用途	運転資金および設備資金
保証限度額および保証割合	保証限度額は2億円（借入限度額は2億5千万円）です。 保証割合は80%の割合保証です。
保証形式	あらかじめ一定の借入限度額、期間を定め、その範囲内で反復継続する「根保証」と、1回の借入について、その都度保証する「個別保証」が利用できます。 なお、棚卸資産を担保とする場合は「根保証」のみの取り扱いとなります。
貸付形式	根保証の場合は、当座貸越、個別保証の場合は手形貸付です。
返済方法	根保証の場合は、約定弁済または非約定弁済（随時弁済）、 個別保証の場合は、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括弁済となります。
保証期間	根保証は1年（当初保証から3年までの範囲で更新により延長可能）、 個別保証は1年以内です。
担保	根保証は、売掛債権または棚卸資産（両方を担保とすることもできます）、 個別保証は、売掛債権のみです。
連帯保証人	法人での申込みの場合は代表者のみ、個人での申込みの場合は不要です。
信用保証料率	借入額（根保証の場合は極度額）に対して年0.68%です。
貸付利率	金融機関所定の利率です。

本制度の概要についてまとめたリーフレットを当協会ホームページ「パンフレット・ガイドブック」にご用意しています。

●ご利用の手続き

1. 金融機関にお申込

原則として、すでに取り引のある金融機関がお申込窓口です。

2. 金融機関の審査

金融機関においてお申込人ならびに売掛先や棚卸資産に対する審査を行います。

3. 保証協会にお申込

金融機関経由にて当協会にお申込いただけます。

4. 保証協会の審査

当協会でもお申込人ならびに売掛先や棚卸資産に対する審査をさせていただきます。

※金融機関および信用保証協会の審査の結果、ご希望に添えない場合もございます。

5. 信用保証決定

借入限度額（個別保証の場合は借入額）が決まります。

6. ご契約

譲渡担保契約を結び、法律が定める対抗要件を備えていただきます。

※下記の「対抗要件について」をご参照ください。

7. お借入

根保証の場合は、保証期間中、反復借入ができます。

8. 報告・モニタリング

根保証の場合、流動資産の管理のため金融機関に対する売掛金残高や棚卸資産の数量等についての報告、ならびに金融機関によるモニタリングを受けていただきます。

●対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保として譲渡した（譲渡担保契約）後、借入される前までに、「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律（民法または動産債権譲渡特例法）が定める担保の保全を行う手続きが必要になります。

○対抗要件

	対抗要件(売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続
売掛債権	①承諾 売掛債権の譲渡に関して、売掛先の 承諾 を得る。	売掛先から「承諾書」をもらい、その後公証人役場で確定日付をもらう。
	②通知 売掛債権を譲渡したことを、売掛先に 通知 する。	売掛先に「通知書」を内容証明郵便で送付。
	③登記 (通知の留保) 売掛債権を譲渡したことを、法務局に 登記 する。 (金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する。)	東京法務局(中野)で債権譲渡登記手続。
	※個人事業主の方、あるいは個別保証をご利用の方は、「①承諾」「②通知」のいずれかになります。	
棚卸資産	棚卸資産を譲渡したことを法務局に 登記 する。	東京法務局(中野)で動産譲渡登記手続。

※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

●担保となる流動資産

売掛債権

国内の事業者(官公庁を含む)に対する売掛債権が対象です。物品の販売債券だけでなく、サービスの提供による売掛債権も対象になります。

具体例

売掛債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、介護給付費債権、調剤報酬債権、その他の報酬債権、工事請負代金債権
 ※売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、解除が必要です。

棚卸資産

中小企業者が行う事業により生じる(予定を含む)ものであり、かつ決算書に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象となります。

具体例

商品の仕入による在庫商品、製造業における製品在庫、仕掛品、半製品、原材料、貯蔵品
 ※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。
 ※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

●売掛債権・棚卸資産に対する掛目

売掛債権	売掛先	一般企業	店頭・新興市場 上場有配(※)企業	官公庁・上場有配 (※)企業
	対抗要件			
	①承諾	80%	90%	100%
	②通知	75%	85%	95%
	③登記(通知の留保)	70%	80%	90%

※有配は保証決定時(もしくは期間延長時)直前期末の株主配当実施。

棚卸資産

掛目は原則として**30%**となります。

※第三者の客観的評価が得られた場合等、金融機関および信用保証協会が相当と認めた場合は、70%を上限として引き上げることが可能です。

